

24 銃剣道競技

1. 日 時	平成25年 9月8日(日)
監督会議	9月8日(日) 9:00～
開始式	9月8日(日) 9:30～
競技開始	9月8日(日) 10:00～

2. 会 場 竹田市B&G直入海洋センター体育館

3. 実施要領

(1) 種 別

ア 郡市対抗

イ 個人戦(銃剣道・短剣道)

(2) 競技方法

ア 団体試合は、3本勝負、試合時間3分、勝敗が決しない場合は判定とする。勝者が同数の場合は、勝本数の多いチームの勝ちとする。勝数・勝本数が同数の場合は、代表戦(自衛官を除く)によって決める。この場合は、1本勝負、試合時間は3分、延長2分、勝敗が決しない場合は判定による。

イ 個人試合は、年齢順に組み合わせ、トーナメント方式で行う。1本勝負、試合時間3分とし、勝敗が決しない場合は判定による。

(3) 参加方法(年齢は平成25年4月1日の満年齢とする。)

ア 団体試合は、監督1名、選手5名、補欠3名を1チームとする。先鋒、次鋒は自衛官とし、大将は50歳以上又は女性とする

イ 個人試合は、銃剣道・短剣道・女性の部に区分し、銃剣道は50歳以上と50歳未満に区分する。ただし、銃剣道は自衛官を除くものとし、1チームの出場選手数の制限はしない。

ウ チーム中に現役自衛官を2名まで入れてもよい。ただし、女性はその限りでない。

(4) 注 意

ア 各選手は中央垂一面に黒布をつけ、団体名、姓を白書し、縫着する。

イ 各チームの監督は、その責任を明確化するため腕章を着用する。

ウ 試合者の服装は、銃剣道等の服装に関する基準「白色の運動服上下又は袴」(袴を着用する場合は、白又は紺でチームを統一する。)とともに、右腕に段位章を装着する。

エ 審判員の構成は、主審1名、副審2名をもって組織する。

オ 審判員の服装は、銃剣道試合審判規則及び細則による。他、大会本部が示す。

カ 「銃剣道・短剣道教則」「銃剣道試合・審判規則及び細則」ならびに本競技会試合規則に従って勝敗を決定する。

キ 木銃は、「銃剣道教則」別図第2を基準とする長木銃とし、突起部から40cmの位置とそこから20cmの位置に幅約1cmの白テープを巻いた木銃を使用するものとする。

ク 短竹刀は、「短剣道教則」附図の短剣道竹刀(一般用)とし、他は使用できない。

ケ 道場内での運動靴の使用を禁止する。